

2008年5月13日

京都府建設工事競争入札参加資格審査基準について

2009年度の資格審査からKES審査登録による主観点加算を適用希望事業者への対応については、2008年10月31日までの審査登録（1カ所以上の「現場審査」含む）証が必要となります。

1. KESを未だ審査登録されていない事業者（初回審査希望者）の場合
 - KESの説明会（主催：京都府建設産業団体連合会・京都府）・・・5月14日・15日
 - KES審査登録・申請（適用希望事業者）・・・5月20日まで（原則）
 - KES受審（適用希望事業者）・・・10月20日まで
 - KES審査登録証発行（KES環境機構）・・・10月31日まで
2. KESを既に審査登録されている事業者（確認審査希望者）の場合
 - (1) 審査登録有効期限が5月1日～10月31日までの事業者
 - KES確認審査申請（適用希望事業者）・・・9月末日まで
 - KES確認審査受審（適用希望事業者）・・・10月20日まで
 - KES審査登録証発行（KES環境機構）・・・6月1日～10月31日まで
 - (2) 審査登録有効期限が2008年11月1日～2009年4月30日までの事業者
（現場審査のみの受審料10,500円（登録証代・消費税含む）が必要となります。）
 - KES（臨時）審査申請（適用希望事業者）・・・5月～9月末日まで
 - KES受審＝現場審査のみ（適用希望事業者）・・・5月～10月20日まで
 - KES審査登録証（現場審査を含む）発行（KES環境機構）
・・・6月1日～10月31日まで

備考：1. 「現場審査」とは、その事業者が本来実施する工事に関連する「実質的工事現場の作業」であり、「法的及びその他の要求事項」が順守されていることを確認できるものとします（「現場審査」に認められる事例：資材置き場、等）。

2. KESの審査登録は、通常3～4カ月間の準備期間と、3カ月間の実質活動が確認されて実施されます。